

## 第 1 章 総則

### 1. 目的

この基準は、法令、条例及び基準規程等に基づき、給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理を定め、その適正な施行を確保することを目的とする。

### 2. 給水装置の定義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第 3 条第 9 項)

ビル等で、いったん水道水を受水槽に受けて給水する場合は、配水管から受水槽への注入口までが給水装置であり、受水槽以下はこれに当たらない。

なお、給水管、直結する給水用具とは次のとおりである。

- (1) 「給水管」とは、配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。
- (2) 「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しできる用具は含まない。

### 3. 給水装置の種類

給水装置は、次の 3 種とする。(条例第 4 条)

- (1) 専用給水装置: 1 戸又は 1 個所で専用するもの。
- (2) 共用給水装置: 2 戸又は 2 個所以上で共用するもの。
- (3) 私設消火栓: 消防用に使用するもの。

### 4. 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

#### (1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事。

#### (2) 改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、これらの改造工事には、管理者が事業運営上必要として施工する工事で、配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替若しくは布設替等を行う工事のほか、水道メーターの位置を変更する工事等がある。

#### (3) 修繕工事

法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。

## 第 1 章 総則

### ※ 給水装置の軽微な変更(施行規則第 13 条)

給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)をいう。

#### (4) 撤去工事(玉おろし工事)

給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

なお、不要となった給水装置は、すべて撤去しなければならない。

#### (5) 一時用

工事の施工その他一時の用途に給水するもので、使用水量の多少や断続的使用の有無に関わらず使用目的が臨時的であることが客観的に明らかなもの。その工事施工範囲は、給水装置の設置から撤去までとし、一時用の使用を終了したときは速やかに撤去すること。

## 5. 給水装置工事の施工における遵守事項

(1) 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(大野城市指定給水装置工事事業者)に施工させなければならない。(条例第 7 条)

(2) 給水装置の工事を施工しようとする者は、あらかじめ管理者に申込みその承認を受けなければならない。

但し、修繕のうち、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については除く。(条例第 5 条)

(3) 給水装置の構造及び材質は、施行令第 5 条に規定する基準に適合していなければならない。

(4) (3)のうち、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具の構造及び材質については、管理者が別に定めるところによる。(条例第 8 条第 1 項)

(5) 配水管に給水管を取り付ける工事及び取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件は管理者が指示するところによる。(条例第 8 条第 2 項)

(6) 給水装置工事の費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。(条例第 6 条)

(7) 給水装置の新設等の工事を行った場合で、竣工後 1 年以内に故障を生じたときは、当該工事を施工した者が無償で修繕しなければならない。(地盤沈下を含む天災地変又は水道使用者等の責に帰する理由の場合は除く。)(施行規程第 3 条)

### 6. 給水装置工事の概要

- 工事の受注: 施主から給水装置工事の依頼を受け、給水装置工事の施工契約を締結
- 調査 : 現地調査、管理者・関係官公署等との調整
- 計画 : 給水装置工事の計画、工事材料の選定、給水装置の構造材質基準に適合していることの確認、工事方法の決定、工事材料等の手配、機械器具の手配、給水装置工事設計図書の作成、給水装置工事申込、管理者による設計審査及び設計材料・工法等の確認、手数料・加入金等の納付
- 施工の承認: 給水装置工事申込承認書の受領
- 工事の施工: 工程管理、品質管理、安全管理、道路上工事に係る交通管理者・道路管理者・水道事業管理者・関係建築業者等との連絡調整、給水装置の構造材質基準に適合していることの確認、指定工事業者による竣工検査、給水装置工事竣工図書の作成
- 竣工検査 : 管理者による竣工検査
- 通水 : 管理者による通水
- 引渡し : 施主への引渡し
- 保存 : 施工した給水装置工事の記録保存(3年間)

### 7. 給水装置及び水道メーターの管理

水道の利用者、管理人又は設備所有者(以下「水道利用者等」という。)は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、給水又は給水装置に異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。(条例第19条第1項)

水道利用者等は、水道メーターを善良な管理者の注意をもって管理し、清潔に保管するとともに、設置場所には、使用水量の計量、メーターの設置・撤去・交換・点検・修繕の支障となる物件を設置してはならない。(条例第16条各項、施行規程第7条)

## 第 1 章 総則